

平成31年第3回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1 報告第23号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(平成30年度3月追加補正予算額(教育関係)について)の 意思決定について
2 議案第27号	平成31年度学校園の管理運営に関する指針について
3 議案第28号	枚方市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について

○開催日時 平成31年3月19日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成31年3月19日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 議会の議決事項（平成30年度3月追加補正予算額（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第40号

議会の議決事項（平成30年度3月追加補正予算額（教育関係）について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成31年3月8日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

平成30年度3月追加補正予算額（教育関係）

平成30年度3月追加補正予算額（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
9. 教育費	12,276,380	1,387,869	13,664,249	412,002	975,600	-	267
(項)							
(1) 教育総務費	3,273,263	-	3,273,263	-	-	-	-
1. 教育委員会費	8,929	-	8,929	-	-	-	-
2. 事務局費	2,331,035	-	2,331,035	-	-	-	-
3. 教育研究費	881,403	-	881,403	-	-	-	-
4. 教育文化センター費	51,896	-	51,896	-	-	-	-
(項)							
(2) 小学校費	3,047,860	938,497	3,986,357	277,355	661,000	-	142
1. 小学校管理費	2,588,815	938,497	3,527,312	277,355	661,000	-	142
2. 小学校教育振興費	334,757	-	334,757	-	-	-	-
3. 小学校保健衛生費	124,288	-	124,288	-	-	-	-
(項)							
(3) 中学校費	1,400,212	449,372	1,849,584	134,647	314,600	-	125
1. 中学校管理費	1,136,418	449,372	1,585,790	134,647	314,600	-	125
2. 中学校教育振興費	208,587	-	208,587	-	-	-	-
3. 中学校保健衛生費	55,207	-	55,207	-	-	-	-
(項)							
(4) 幼稚園費	369,978	-	369,978	-	-	-	-
1. 幼稚園費	369,978	-	369,978	-	-	-	-
(項)							
(5) 社会教育費	1,868,508	-	1,868,508	-	-	-	-
1. 社会教育総務費	117,344	-	117,344	-	-	-	-
2. 文化財保護費	362,279	-	362,279	-	-	-	-
3. 図書館費	1,388,885	-	1,388,885	-	-	-	-
(項)							
(6) 保健体育費	2,316,559	-	2,316,559	-	-	-	-
1. 保健体育総務費	185,761	-	185,761	-	-	-	-
2. 学校開放事業費	2,952	-	2,952	-	-	-	-
3. スポーツ施設費	411,668	-	411,668	-	-	-	-
4. 学校給食費	1,716,178	-	1,716,178	-	-	-	-
(款)							
3. 民生費	1,241,102	-	1,241,102	-	-	-	-
(項)							
(2) 児童福祉費	1,241,102	-	1,241,102	-	-	-	-
1. 児童福祉総務費	93,472	-	93,472	-	-	-	-
10. 留守家庭児童対策費	1,147,630	-	1,147,630	-	-	-	-

※教育費には、市長部局が執行する予算額を含みます。

平成30年度3月追加補正予算概要説明（歳入）

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 14. 国庫支出金 412,002		
(項) (2) 国庫補助金 412,002		
5. 教育費国庫補助金 412,002	1. 教育費補助金 412,002	1. 学校施設環境改善交付金 412,002

平成30年度3月追加補正予算概要説明（歳出）

款 項 目	節	概 要 説 明	
(款) 9. 教育費 1,387,869			
(項) (2) 小学校費 938,497			
1. 小学校管理費 938,497	15. 工事請負費 938,497	1. 学校園施設改善事業経費 (1) 施設改善維持補修経費 ア. 工事請負費 (2) トイレ改善事業経費 ア. 工事請負費 2. 学校施設整備経費 (2) 工事請負費	677,497 412,547 264,950 261,000
(項) (3) 中学校費 449,372			
1. 中学校管理費 449,372	15. 工事請負費 449,372	1. 学校園施設改善事業経費 (1) 施設改善維持補修経費 ア. 工事請負費 (2) トイレ改善事業経費 ア. 工事請負費 2. 学校施設整備経費 (2) 工事請負費	291,792 170,792 121,000 157,580

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9. 教育費	(2) 小学校費	施設改善維持補修事業	412,547
		トイレ改善事業	264,950
		学校施設整備事業	261,000
	(3) 中学校費	施設改善維持補修事業	170,792
		トイレ改善事業	121,000
		学校施設整備事業	157,580
合計			1,387,869

議案第27号

平成31年度学校園の管理運営に関する指針について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成31年3月19日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

別紙のとおり

議案第28号

枚方市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成31年3月19日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市スクールソーシャルワーカー設置要綱

制 定 平成30年 3月13日 枚方市教育委員会要綱第2号
最終改正 平成 年 月 日 枚方市教育委員会要綱第 号

(設置)

第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第65条の3（規則第79条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、枚方市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の教職員に対して児童生徒の抱える課題への対応について助言及び情報提供をするとともに、児童生徒、保護者及び家庭に対して必要な支援を行うため、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー及びスクールソーシャルワーカー（次条第3項及び第3条第3項を除き、これらを以下「スクールソーシャルワーカー」という。）を置く。

(所属及び職務)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、学校教育部児童生徒支援室に属する。

- 2 スクールソーシャルワーカーの職務は、規則第65条の3の規定に定めるもののほか、教育長が必要と認めることとする。
- 3 前項に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーに対し、その職務に関し指導助言を行うものとする。

(委嘱及び定数)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有している者で、その職務を遂行することができるものと認められるもののうちから、教育長が選考し、教育委員会が委嘱する。

- 2 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの定数は、1人とする。
- 3 スクールソーシャルワーカーの定数は、19人以内とする。

(委嘱期間)

第4条 スクールソーシャルワーカーの委嘱期間は、1年以内とする。

- 2 スクールソーシャルワーカーの再委嘱は、妨げない。ただし、年齢満70歳に達する日以後の再委嘱はできない。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、スクールソーシャルワーカーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐え難いとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は勤務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第6条 スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（服務）

第7条 スクールソーシャルワーカーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所属長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。
- (7) 教育長の許可を得ることなく、兼業をしないこと。

（報酬）

第8条 スクールソーシャルワーカーの報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

（勤務日等）

第9条 スクールソーシャルワーカーの勤務日、勤務時間その他の勤務条件は、教育長が別に定める。

（退職の申出）

第10条 スクールソーシャルワーカーは、自己の都合によりその職を退こうとするときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第65条の3(規則第79条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、枚方市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の教職員に対して児童生徒の抱える課題への対応について助言及び情報提供をするとともに、児童生徒、保護者及び家庭に対して必要な支援を行うため、<u>スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー及びスクールソーシャルワーカー</u>(次条第3項及び第3条第3項を除き、これを以下「<u>スクールソーシャルワーカー</u>」<u>という。</u>)を置く。</p> <p>(所属及び職務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、<u>スクールソーシャルワーカー</u>に対し、<u>その職務に</u>関し指導助言を行うものとする。</u></p> <p>(委嘱及び定数)</p> <p>第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有している者で、その職務を遂行することができる<u>もの</u>のうちから、教育長が選考し、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法施行規則(昭和22年省令第11号。以下「規則」という。)第65条の3(規則第79条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、枚方市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の教職員に対して児童生徒の抱える課題への対応について助言及び情報提供をするとともに、児童生徒、保護者及び家庭に対して必要な支援を行うため、<u>スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー及びチーフ・スクールソーシャルワーカー</u>(以下「<u>スクールソーシャルワーカー</u>」<u>という。</u>)を置く。</p> <p>(所属及び職務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、<u>チーフ・スクールソーシャルワーカー</u>に対し、指導助言を行うものとする。</u></p> <p>(委嘱及び定数)</p> <p>第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有している者で、その職務を遂行することができる<u>者</u>のうちから、教育長が選考し、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>3 <u>スクールソーシャルワーカー</u>の定数は、19人以内とする。 第4条～第11条 [略]</p>	<p>3 <u>チーフ・スクールソーシャルワーカー</u>の定数は、19人以内とする。 第4条～第11条 [略]</p>